

様式4（行政手続条例適用：個票番号501）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	保健福祉総合センター利用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町保健福祉総合センター条例（平成12年厚岸町条例第39号）
根 拠 条 項	第8条
根 拠 条 文	<p>町長は、次の各号の一に該当するときは、保健センターの利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 保健福祉総合センターの建物又は附属設備、備品等をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町保健福祉総合センター条例第8条各号のいずれかに該当する者に対して措置命令等を行う。</p>
所 管 部 署	保健福祉課社会福祉係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号502）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	保健福祉総合センター利用承認の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町保健福祉総合センター条例（平成12年厚岸町条例第39号）
根 拠 条 項	第9条
根 拠 条 文	<p>町長は、次の各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 虚偽その他の不正な行為により承認を受けたとき。</p> <p>(2) 利用の目的以外に利用したとき。</p> <p>(3) 第7条第2項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町保健福祉総合センター条例第9条各号のいずれかに該当する者に対して措置命令等を行う。</p>
所 管 部 署	保健福祉課社会福祉係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号503)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	多機能共生型地域交流センター使用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町多機能共生型地域交流センター条例 (平成22年厚岸町条例第12号)
根 拠 条 項	第6条
根 拠 条 文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の施設の使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 共生型地域交流センターの建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町多機能共生型地域交流センター条例第6条各号のいずれかに該当する者に対して措置命令等を行う。</p>
所 管 部 署	保健福祉課社会福祉係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号504）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	多機能共生型地域交流センター使用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町多機能共生型地域交流センター条例（平成22年厚岸町条例第12号）
根 拠 条 項	第7条第1項
根 拠 条 文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 第5条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町多機能共生型地域交流センター条例第7条第1項各号のいずれかに該当する者に対して措置命令等を行う。</p>
所 管 部 署	保健福祉課社会福祉係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号505）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月12日作成

処 分 名	町立保育所入所児童の強制退所
根 拠 法 令 名	厚岸町立保育所条例施行規則（昭和62年厚岸町規則第7号）
根 拠 条 項	第6条第1項
根 拠 条 文	<p>町長は、保育所に入所中の保育児童につき、次の各号の一に該当する場合は、前条の届出の有無にかかわらず退所させることができる。</p> <p>(1) 入所を認めた事由がなくなつたとき。</p> <p>(2) 正当な事由なく1月以上出席しないとき。</p> <p>(3) 条例第4条第2項の各号の一に該当すると認めたとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町立保育所条例施行規則（昭和62年厚岸町規則第7号）第6条第2項に基づき、退所決定児童の保護者に対し、保育実施解除通知書により通知する。</p>
所 管 部 署	保健福祉課児童福祉係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号506）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月12日作成

処 分 名	へき地保育所入所児童の強制退所
根 拠 法 令 名	厚岸町立へき地保育所規則（昭和49年厚岸町規則第2号）
根 拠 条 項	第7条第1項
根 拠 条 文	<p>町長は、保育所に入所中の保育児童につき、次の各号の一に該当する場合は、前条の届出の有無にかかわらず退所させることができる。</p> <p>(1) 入所を認めた事由がなくなつたとき</p> <p>(2) 正当の事由なく1月以上出席しないとき</p> <p>(3) 保育児童が伝染病の疾病にかかり他の入所保育児童に伝染するおそれのあるとき</p> <p>(4) 保護者が条例又は条例に基づく規則に違反したとき</p> <p>(5) その他保育児童の所在が不相当と認めたとき</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町立へき地保育所規則（昭和49年厚岸町規則第2号）第7条第2項に基づき、退所決定児童の保護者に対し、保育実施解除通知書により通知する。</p>
所 管 部 署	保健福祉課児童福祉係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号507)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月12日作成

処 分 名	児童館使用承認の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町児童館条例 (平成6年厚岸町条例第5号)
根 拠 条 項	第9条
根 拠 条 文	<p>町長は、第8条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) その他管理上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	保健福祉課児童福祉係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号508)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月6日作成

処 分 名	日常生活用具貸与の中止
根 拠 法 令 名	厚岸町障害者日常生活給付等事業実施規則 (平成18年厚岸町規則第61号)
根 拠 条 項	第11条
根 拠 条 文	町長は、前条第1号、第2号及び第3号の規定による届け出があったとき、又は使用者がこれらの規定に定める要件に該当することが判明したときは、貸与を中止し、日常生活用具貸与中止通知書(別記様式第8号)により使用者に通知するものとする。
処 分 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当したとき 1. 転出等により厚岸町に住所を有しない 2. 規則別表第1に対応する障害者等でなくなった 3. 使用者の属する世帯が前年中の所得税が課せられた 4. 使用者が社会福祉施設等に入所した 5. 使用者が用具を必要としなくなった
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係
備 考	



様式4 (行政手続条例適用：個票番号509)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月6日作成

処 分 名	違反者の貸与の返還
根 拠 法 令 名	厚岸町障害者日常生活給付等事業実施規則 (平成18年厚岸町規則第61号)
根 拠 条 項	第12条第3項
根 拠 条 文	町長は、使用者等が、前項の規定に違反したときは、前条の規定にかかわらず貸与を中止し、貸与した用具の返還を命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当したとき 1. 使用者が当該用具を目的に反して使用したとき 2. 使用者が当該用具を第三者に譲渡若しくは転貸したとき 3. 使用者が当該用具を担保に供したとき
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号510）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月6日作成

処 分 名	地域活動支援センター運営費補助金交付決定の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町地域活動支援センター運営費補助金交付規則（平成16年厚岸町規則第1号）
根 拠 条 項	第13条
根 拠 条 文	<p>第13条 町長は、補助金の交付決定を受けた福祉団体等が、次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還させることができる。</p> <p>(1) この規則に違反したとき。</p> <p>(2) 補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 補助金を他へ流用したとき。</p> <p>(4) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。</p> <p>(5) その他不正の行為があったとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>規則に定める基準による 次に掲げるもののいずれかに該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この規則に違反したとき</li> <li>2. 補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき</li> <li>3. 補助金を他へ流用したとき</li> <li>4. 提出書類に虚偽の事項を記載したとき</li> <li>5. その他不正の行為があったとき</li> </ol>
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号511)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月12日作成

処 分 名	不届出等への過料
根 拠 法 令 名	厚岸町介護保険条例 (平成12年厚岸町条例第1号)
根 拠 条 項	第19条
根 拠 条 文	(罰則) 第19条 第1号被保険者が、法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。
処 分 基 準 の 内 容	法令で定める基準のとおり
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号512)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月12日作成

処 分 名	被保険者証の提出に応じない者への過料
根拠法令名	厚岸町介護保険条例 (平成12年厚岸町条例第1号)
根拠条項	第20条
根拠条文	第20条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。
処分基準 の 内 容	法令定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課介護保険係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号513)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月12日作成

処 分 名	文書不提出等への過料
根拠法令名	厚岸町介護保険条例 (平成12年厚岸町条例第1号)
根拠条項	第21条
根拠条文	第21条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。
処分基準の内容	法令定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課介護保険係
備考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号514)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月12日作成

処 分 名	保険料等不正への過料
根拠法令名	厚岸町介護保険条例 (平成12年厚岸町条例第1号)
根拠条項	第22条
根拠条文	第22条 偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。
処分基準 の 内 容	法令定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課介護保険係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号515)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月12日作成

処 分 名	延滞金の徴収
根拠法令名	厚岸町介護保険条例 (平成12年厚岸町条例第1号)
根拠条項	第7条
根拠条文	<p>(延滞金)</p> <p>第7条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課介護保険係
備考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号516)

不利益処分に係る処分基準

平成26年2月12日作成

処 分 名	福祉機器貸与の取消し
根 拠 法 令 名	厚岸町在宅福祉機器貸与規則
根 拠 条 項	第9条
根 拠 条 文	町長は、前条第1号、第2号及び第3号の規定による届け出があったとき又は使用者がこれらの規定に定める要件に該当することが判明したときは、第5条の規定による貸与決定を取り消し、在宅福祉機器貸与取消通知書(別記第4号様式)により使用者に通知するものとする。
処 分 基 準 の 内 容	上記条文のとおり
所 管 部 署	保健福祉課地域包括支援係
備 考	



様式4 (行政手続条例適用：個票番号517)

不利益処分に係る処分基準

平成26年2月12日作成

処 分 名	福祉機器譲渡等の禁止
根拠法令名	厚岸町在宅福祉機器貸与規則
根拠条項	第10条第2項
根拠条文	町長は、使用者等が前項の規定に違反したときは、前条の規定にかかわらず貸与の決定を取り消し、機器の返還を命ずることができる。
処分基準 の 内 容	上記条文のとおり
所管部署	保健福祉課地域包括支援係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号518)

不利益処分に係る処分基準

平成26年2月12日作成

処 分 名	福祉電話貸与の取消し
根拠法令名	厚岸町福祉電話貸与事業実施規則
根拠条項	第9条
根拠条文	町長は、前条第1号、第2号及び第3号の規定による届け出があったとき又は使用者がこれらの規定に定める要件に該当することが判明したときは、第5条の規定による貸与決定を取り消し、福祉電話貸与取消通知書(別記第4号様式)により使用者に通知するものとする。
処分基準の内容	上記条文のとおり
所管部署	保健福祉課地域包括支援係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号519)

不利益処分に係る処分基準

平成26年2月12日作成

処 分 名	福祉電話の譲渡等の禁止
根 拠 法 令 名	厚岸町福祉電話貸与事業実施規則
根 拠 条 項	第10条第2項
根 拠 条 文	第10条 使用者は、福祉電話を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。 2 町長は、使用者が前項の規定に違反したときは、前条の規定にかかわらず貸与の決定を取り消し、福祉電話の返還を命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	上記条文のとおり
所 管 部 署	保健福祉課地域包括支援係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号520）

不利益処分に係る処分基準

平成26年2月12日作成

処 分 名	福祉バス使用承認の取消し
根拠法令名	厚岸町福祉バス使用管理規則
根拠条項	第7条
根拠条文	<p>町長は、前条の規定による使用の承認をした場合であつても、次の各号に該当するときは、その承認を取り消すことができる。この場合使用者に損害を及ぼすことがあつても町長は、賠償の責は負わない。</p> <p>(1) 使用承認された目的以外に使用し、及び団体名その他を偽り使用制限を回避しようとする行為があると認められるとき。</p> <p>(2) 災害等により緊急に必要とする事態が生じたとき。</p> <p>(3) 福祉バスが事故、故障により使用不能となつたとき。</p>
処分基準の内容	上記条文のとおり
所管部署	保健福祉課地域包括支援係
備考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号521）

不利益処分に係る処分基準

平成26年2月12日作成

処 分 名	福祉用具貸与の中止
根拠法令名	厚岸町高齢者等日常生活用具給付等事業実施規則
根拠条項	第10条
根拠条文	町長は、前条第1号、第2号及び第3号の規定による届け出があったとき、又は使用者がこれらの規定に定める要件に該当することが判明したときは、貸与を中止し、日常生活用具貸与中止通知書(別記様式第8号)により使用者に通知するものとする。
処分基準 の 内 容	上記条文のとおり  前条第1号、第2号及び第3号 (1) 第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。 (2) 使用者が社会福祉施設等に入所等をするとき。 (3) 使用者が用具を必要としなくなったとき。
所 管 部 署	保健福祉課地域包括支援係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号522)

不利益処分に係る処分基準

平成26年2月12日作成

処 分 名	違反者貸与の返還
根拠法令名	厚岸町高齢者等日常生活用具給付等事業実施規則
根拠条項	第11条第3項
根拠条文	<p>用具の給付等を受けた者は、当該用具をその目的に反して使用してはならない。</p> <p>2 使用者等は、当該用具をその目的に反して使用し、第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。</p> <p>3 町長は、使用者等が、前項の規定に違反したときは、前条の規定にかかわらず貸与を中止し、貸与した用具の返還を命ずることができる。</p>
処分基準の内容	上記条文のとおり
所管部署	保健福祉課地域包括支援係
備 考	